

東大阪市介護保険事業の運営における暴力団員等の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年東大阪市条例第36号。以下「条例」という。）、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業要綱」という。）、東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）及び東大阪市暴力団排除条例施行規則（平成24年東大阪市規則第40号）の規定に基づき、東大阪市における介護保険事業の運営から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、条例及び総合事業要綱に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 介護保険事業 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業、指定居宅介護支援の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業、指定介護予防支援の事業及び第1号事業をいう。
- (2) 介護保険事業者 介護保険事業を行う者をいう。
- (3) 役員等 法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。

(照会)

第3条 介護保険事業者の役員等は暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者であってはならない。

2 市長は、介護保険事業者の役員等が暴力団員等に該当するか否かについて確認を行う必要があると認めるときは、大阪府布施警察署長、大阪府河内警察署長又は大阪府枚岡警察署長に照会をすることについて、介護保険事業者から当該役員等が当該照会に同意している旨の書面の提出を受けて、当該照会をするものとする。

(誓約書の提出)

第4条 次に掲げる申請又は届出（以下「申請等」という。）を行う者は、当該申請等に係る申請書又は届出書に前条第1項の規定について誓約する旨の書面を添えて市長に提出するものとする。

(1) 指定居宅サービス事業 法第70条第1項の規定による指定の申請、法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請及び法第75条第1項の規定による変更の届出（当該届出を行う法人の代表者（以下「法人代表者」という。）の氏名の変更に係るものに限る。）

(2) 指定地域密着型サービス事業 法第78条の2第1項の規定による指定の申請、法第78条の5第1項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）及び法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請

(3) 指定居宅介護支援事業 法第79条第1項の規定による指定の申請、法第79条の

2 第 1 項の規定による指定の更新の申請及び法第 8 2 条第 1 項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）

(4) 指定介護老人福祉施設 法第 8 6 条第 1 項の規定による指定の申請、法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新の申請及び法第 8 9 条第 1 項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）

(5) 介護老人保健施設 法第 9 4 条第 1 項の規定による許可の申請、法第 9 4 条の 2 第 1 項の規定による許可の更新の申請及び法第 9 9 条第 1 項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）

(6) 指定介護療養型医療施設 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第 1 0 7 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新の申請及び旧法第 1 1 1 条の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）

(6) の 2 介護医療院 法第 1 0 7 条第 1 項の規定による許可の申請、法第 1 0 8 条第 1 項の規定による許可の更新の申請及び法第 1 1 3 条第 1 項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）

(7) 指定介護予防サービス事業 法第 1 1 5 条の 2 第 1 項の規定による指定の申請、法第 1 1 5 条の 5 第 1 項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）及び法第 1 1 5 条の 1 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新の申請

(8) 指定地域密着型介護予防サービス 法第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項の規定による指定の

申請、法第115条の15第1項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）及び法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請

(9) 指定介護予防支援 法第115条の22第1項の規定による指定の申請、法第115条の25第1項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）及び法第115条の31第1項において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請

(10) 第1号事業 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請及び総合事業要綱第16条第1項の規定による変更の届出（法人代表者の氏名の変更に係るものに限る。）

（措置）

第5条 市長は、第3条第2項に規定する照会の結果、介護保険事業者の役員等が暴力団員等に該当することが判明したときは、法又は旧法の規定に基づく措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、同年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。